

選考基準

1. 目的
小児保健活動の活性化・新しい取り組みの奨励
2. 対象
過去1年間以上にわたり、かつ現在も継続して実践活動を行っている個人またはグループ
3. 対象者
日本小児保健協会の会員
4. 選考手続
 - (1) 都道府県小児保健協会会長が受賞候補者（グループ）を1件選び推薦する。
 - (2) 日本小児保健協会において組織された選考委員会において、(1)で推薦された候補者（グループ）の中から3～4件を選考し、その報告を受けて理事会において助成対象を決定する。
 - (3) ただし理事会推薦として1件（グループ）を追加することができる。（これは都道府県小児保健協会からの推薦の有無を問わない）
5. 助成奨励金
1件あたり10万円、毎年2件とする。
6. 選考基準
 - (1) 地域における小児保健活動の活性化を図り、かつ新しい取り組み内容であること
 - (2) 保健・医療・福祉・教育等の各分野間や医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・臨床心理士・保育士・教員等の異職種間の連携に十分配慮した内容であることが望ましい
 - (3) 「健やか親子21」の課題に即していることが望ましい
7. 通知・発表
決定後、代表者に書面をもって通知し、「小児保健研究」およびホームページに掲示する。
8. 表彰と紹介
日本小児保健学会総会で助成対象者（グループ）の表彰を行う。
実践活動内容は、「小児保健研究」で紹介する。
9. なお、受賞された後はその活動の報告書を提出の義務を負う。